

蠶卵台紙の經濟史的考察

—特に長野縣小縣郡に於ける—

Economic historical consideration of the paper cards for the silkworm egg
— Especially in Chiisagatagun, Naganoken, Japan —

碓 永 茂

ま へ が き

長野縣は蠶絲業國として著名だが、就中小縣郡は名高く、特に蠶種業地方として全國的に古い歴史を持つ。この意味に於て小縣郡蠶種業の史的觀察は頗る重要性を持つ。敢て小縣郡に於ける蠶種業發達史をものせんとする所以である。而して先づ最初小縣郡に於ける蠶絲業の發達を概観し、然る後同郡に於ける蠶卵台紙に關する史的考察を試みよう。

I 小縣郡蠶絲業發展の素描

我國蠶絲業が劇時代的飛躍を遂げるに至つたのは、安政6年6月2日(西曆1859年7月1日)の横濱開港以後である。而してこの際我國の生絲並びに蠶種は輸出貿易商品として世界經濟界へ乗り出すに至つた。

小縣郡の蠶絲業の發達も亦同様、徳川時代に相當發達するにはしたが、當時は未だ大した發達とはいはれなかつた。然るに横濱の開港は小縣郡の蠶絲業に急激なる發展を要請した。殊に同地方は古くより蠶種製造業地を形成してゐた關係上、蠶種製造業は目覺しい躍進をした。今次に蠶絲業の各部門に於ける發達の概略を説明しよう。

先づ桑園について見れば、桑樹は寶曆(西曆1751—1763)・明和(西曆1764—1771)の頃より開墾地に植ゑられてをり、漸次桑園面積を増加し、文化年間(西曆1804—1817)には可也の程度に増加し、爾後續々桑園用畑の開墾が行はれ(後章參照)、明治時代(西曆1868—1911)に這入つてからは田畑の大半が桑園化して了つたといふ状態である。

桑園の増加は養蠶業の發達を意味する。而して養蠶業が發達するためには育蠶技術の進歩、蠶品種の改善等がなされねばならぬが、小縣郡に於ては古來幾多の育蠶術の改善發達が促された。而してこれが技術に關する著書の出現も亦少くなかつた。又他面蠶品種の改善が常に叫ばれ、且つ實行されて來たのである。

次は蠶種であるが、蠶種の製造に關しては、小縣郡が古くより我國蠶種業製造地としてその王位を占めてゐただけあつて、これに關する事件の頻数は徳川時代を始めとして誠に多かつた。天保4年(西曆1833)及び天保5年(西曆1834)に行つた上田藩の蠶種製造業者の取締を始めとし、横濱開港による蠶種の海外輸出、これによつて惹起された蠶種の粗製濫造等々數ふるに違のないほどである。

次は生絲であるが、このものの製造も可也古くより行はれ、文化年間には既に生絲の製造技術に關し、可也の工夫がこらされてゐる(後章參照)。天保年間(西曆1830—1843)には「上田産物改所」が設立され、生絲は一度ここで検査され、然る後販賣された。然るに明治初年生絲の海外輸出の盛となるや、ここに粗製濫造の行はれたことは、又蠶種の場合と同様である。而して明治時代に入るや、蠶種の製造には及びもないが、兎に角、急激なる生産の増加が行はれて

今日に及んでゐる。

最後に機織であるが、小縣地方はそのむかし、機業地として著名であつた。殊に上田縮は徳川時代より、その名聲國內にかくれなかつた。然しながら、このものの生産は、明治時代に入り、機械製絲工業の勃興とは逆に、甚だ振はなくなり、現今では辛うじて徳川時代の餘喘を保つてゐるに過ぎない。

II 蠶卵臺紙生産史

1. 一般製紙業

小縣郡に於ては既に寶永年間(西曆 1704—1708)より製紙業が熾んに行はれてゐた。従つて當時、その原料たるべき桑、楮の類が、年貢地畦畔等に植ゑられてゐた。このことは寶永三年(西曆 1706)の差出帳に見えてゐる⁽¹⁾。尙同差出帳によれば、上田領内の紙漉業者の数は可也多く、「田中組九戸、洗馬組一〇戸、國分寺組(8村分不明) 塩尻組一〇戸城下町に無し、武石村四五戸、塩田組九戸(八村分不明)、小泉組一戸(二村分不明)、浦野組二五六戸にして、上田領中三四〇餘戸あり、更に村別にすれば、奈良本村四六戸、武石村四五戸、村松四一戸、當郷三五戸、入田澤村三四戸、中村二六戸、香掛村二五戸、殿戸村一九戸、夫神村一五戸、中挾村一二戸等を盛んなる地方とし、殊に奈良本・香掛の二村の如きは女稼の部に『作物の間に木綿をとり、紙を漉く』と載す⁽²⁾』と見えてゐるほどである。これによつて見れば、農閑期に男農の業務として紙漉の行はれたことは勿論、女農の仕事とさへもされてゐたことが明かである。

當時斯の如く紙製造業が旺んであつた許りでなく、専門の紙漉人さへも發生してゐたのである。中でも技術優秀な紙製造者は藩命によつて、紙漉人なる榮譽をさへ擔されてゐた。同年の別所村の差出帳によれば「別所村七左衛門は御紙漉人にて是者先御代御鼻紙七九寸上和一分に付十四束直、但廿枚切前金御借被付候、年により一兩或は一兩二分迄被仰付候、就夫別御役等御免被遊紙合□に入申候」あく木願次第武石御林、かくま御林御切手被下代申候⁽³⁾』とあつて紙漉人は破格の待遇を受けてゐたことが知られる。これを要するに同郡に於ては徳川時代に可也製紙業が旺んであつた。

而して同郡の製紙業は明治へ這入つてからも引き續いて盛んであつたのは下表によつて明かであらう。

和紙類 (其 1) 一小縣郡史による

項目		年次						
		明治 16	明治 21	明治 26	明治 31	明治 36	明治 41	
半紙	製造戸數	一戸	?	?	合算140	合算99	30	
	製造價	一貫	4.324	6.444	1.559 ^兩	?	725 ^貫	
	製造額	一圓	4.989	3.579	5.809	905	2.365	
蠶卵臺紙	製造戸數	一戸	—	?	?	?	71	
	製造價	一貫	—	—	2.058.300 ^枚	?	12.356 ^貫	
	製造額	一圓	—	—	37.34	?	39.085	
其他	製造戸數	一戸	?	?	?	?	—	
	製造價	一貫	8.761	13.460	2.891 ^兩	?	—貫	
	製造額	一圓	15.615	20.778	658	44.033	—	

(其 2) 一小縣郡史による

項目		年次							
		大正 元	大正 2	大正 3	大正 4	大正 5	大正 6	大正 7	大正 8
製造戸數		?戸	?	?	103	103	106	111	116

職工	男女計	人 ? 人	?	?	210 115 325	221 116 337	334 224 558	286 180 466	307 190 497
美濃紙	數量 價額	450 ^俵 2,200 ^円	188 1,972	— —	20 331	44 608	50 686	985 45,507	1,435 73,185
半紙	數量 價額	287 ^俵 1,600 ^円	195 1,111	172 1,046	9,127 2,834	87 489	83 415	51 424	95 1,045
漉返	數量 價額	? ^俵 円	?	?	524 ^俵 798	534 815	3,065 443	8,166 2,939	8,171 3,186
蠶卵台紙	數量 價額	2,833,700 ^枚 円	2,921,855	2,758,600	3,372,900	3,474,500	5,222,000	5,428,400	5,767,600
典具帳	數量 價額	450 ^俵 2,200 ^円	—	—	—	—	—	—	—
其他	數量 價額	210 ^俵 870 ^円	33 1,925	755 2,580	55 550	—	860 5,600	786 4,760	796 5,565
價額計		66,596 ^円	66,067	56,039	48,375	56,745	73,214	253,745	209,868

1 小縣郡史餘篇 254 頁 (2) 同上 (3) 同上

附註 徳川時代に上田及びその附近から、小杉原といふ鼻紙用の小半紙が産出された。これを一名上田紙ともいつた。江戸の女郎が鼻紙の代りとして、安價な上田紙を用ひたのである。尙小縣郡史によれば「寶暦3年小杉原は本郡の産として數へられ、又幕末に小杉原は上田邊に産すと記せらる(小縣郡史餘篇 254 頁)」とある。

2. 蠶卵臺紙製造の濫觴

上述せるところによつて、小縣郡一回が古くより一般製紙業が旺んであつたことが知られる。然るに同地方産の蠶種が非常なる勢を以て海外に輸出され、同時に國內に移出されるに及んで、同郡の製紙事業の主力は蠶卵臺紙の製造へと移動するやうになり、就中長瀬村の如きは専ら蠶卵臺紙の製造を行ふに至り、現今に至るも尙長瀬村は、蠶卵臺紙の生産地として著名である。

次に小縣郡の蠶卵臺紙製造業の發生を説明する。小縣郡史によれば、「享和年間(西曆1801—1803)小縣郡長瀬村の人倉澤彌五右衛門が、その作男として奥州生れの某を雇入れたところが、某はよく蠶卵臺紙の製法を知つてをり、彌五右衛門はこの作男より蠶卵臺紙の製法を學んだ」といふ。これに依つて見れば、當時奥州地方に於ては既に蠶卵臺紙の製造が行はれてをり、小縣郡では奥州地方の製造方法を學んで製造した如くである。而して當時蠶卵臺紙製造は利益が多かつたものと見え、その製造方法は嚴秘に附せられてゐた形跡がある。尙同郡史に従へば「彌五右衛門乃ち之を傳習し、堅く鎖してこれを見せざりしといふ。一日親友久保田半右衛門之を見んものと訪問したりして、彌五右衛門は匆惶蠶室を出で、友を聘して客室に導き、以て之に見えし、との話さへ残り。半右衛門の子丈右衛門は如何にもして、蠶卵臺紙の製法を知らんと心を痛めし折柄、丸子村に丸屋吉右衛門といへる者あり。既に蠶卵原紙の製造に従事せるを聞き⁽²⁾、就きて其法を聞くに、傳ふるに事頗る詳なり。乃ち歸りて専ら其業に従ふ。これより兒玉與五右衛門・自井甚右衛門・山岸平十郎・大森柳三郎等相次いで此業を營みたるも、尙其工場に鍵を鎖したりといふ。後、大森彌惣太・大森兵右衛門・池田産右衛門・小相澤伊右衛門等も亦之を製造し、其業の普及を見るに至れり⁽³⁾」とある。これによつて見れば、如何に當時の紙漉業が互に秘密にされてゐたかが想像される。

當時長瀬村産出の蠶卵臺紙の販路は、上田地方を第一とし、伊那松本地方へ旺んに移出され

てゐたらしい⁽¹⁾。而して當時の蠶卵臺紙の漉き方は「漉いた紙を板に張つて、その上へ地粗な布を載せ、更にその上より茶碗の類でこすり、『所謂ちぢら』なる小皺をつけた。然るに文化年間には椿の葉を以て、板へ張りつけると同時にちぢらをつくる方法が案出された⁽²⁾」のであつた。然しながら、それでも尙時の蠶卵臺紙製造業者等は、その製造方法に不満を有し、「丈右衛門は藤本善右衛門の獎めによつて、奥州地方へ行き、漉立法を視察し⁽³⁾」「山岸七平は紙を押壓して水分を早く除去する方法を發見し⁽⁴⁾」、これより大いに時間と勞力の節約をすることが出來たといふ。それより幾多の發明・改善が加へられ、⁽⁵⁾而して今日に及んでゐるのである。

(1) 小縣郡史餘篇 253 頁。

(2) これによつて見れば、倉澤彌五右衛門が、その作男より學んだ前に、既に小縣地方に蠶卵臺紙の製造が行はれてゐたものらしい。

(3) 小縣郡史餘篇 254—255 頁。

(4) 同 255 頁。

(5) 同上

(6) 同上

(7) 同上

(8) 「嘉永年間、白芥菜、ちぢら附用の椿葉に代ふるに銅製のものを以てせしも効なし。此頃にや、池内和右衛門、飾職をなす傍、銅葉を造り、之を以て摩することを考へ、其案を完成す。明治元年中、村治郎は武藏小川に到り、銅板に條をつけたる靴べら状のものを使用して居るを見、歸りて之を使用せしも亦効多からざりしが、其後幾多の改良を加へて、今日用ふところのちぢら器械を發明するに至れり」小縣郡史餘篇 255 頁。

3. 蠶種製造濫造の蠶卵臺紙製造業者に及ぼしたる影響

横濱開港以來輸出の急増した生絲及び蠶種は、間もなく粗製濫造の弊を惹起するに至り、俄然その聲價を失墜して了つた。そこで幕府は「慶應元年十一月、生絲改印の制を設け、各地方産の生絲生産地に於て、代官又は役場員の支配の下に、生絲検査を行はしめ、更に同二年には蠶種改印の制を設けて、改印のなきものには一切賣買すべからずと命じて之を取締つたが、遂に此の大勢を匡正すべくもなかつた⁽¹⁾」。明治元年四月、明治政府は蠶卵紙生絲改所を江戸に設けて、「輸出生絲及び蠶種は總て検査を受くべきものであること」を命じてゐる。(後章参照)然しながらそれでも尙蠶種及び生絲の粗製濫造の弊を防止することが出來なかつたものと見え明治三年八月には、その趣旨を徹底せしめる目的を以て、蠶卵臺紙製造者に對し、免許鑑札の制をしき、蠶種製造業者をして、検査印章のない蠶卵臺紙の使用を禁止してゐる。小縣郡史は當時の様子を次の如く語つてゐる。

「其後明治三年八月布告蠶種製造規則中に、原紙漉元は免許鑑札を願ひ受くること、但し鑑札は各支配所に於て取扱ふこと、若し之を犯すものは其製造原紙を取り上げ戻上にて、原紙百枚毎に金一分の割合を以て料金を取り立つること。又原紙には白字にて⁽²⁾の打込み印あるものを以て検査済のものとする。而して其裏面に製造人の印章を捺すること等あり。是れ不正蠶種の濫造に伴へる原紙製造人がうけたる影響なりとす。此規則は同四年四月より施行せらるる旨達せられしも、明治四年に至り五月十四日の布告を以て之を改正し、原紙漉元は向後各支配所に於て職方の免許鑑札相渡すべし。免許無之者は一切漉方相成らず、且鑑札は無税たり。而して各支配所には其他の都合により官員を出張し打込の改め印致すべく改印及び違犯者の罰則は前年の如し、改めを受くる検査手数料は其時の相場を以て代金 20 分の 1 (即金百兩に付き五兩の割)を納むること。原紙は是迄各地區々にして、厚薄數段ありて、其相場の如きも目方と枚數との不同ありしも、以後總て金一兩に付き、何百目と定め賣買致す

べきこと、即前年の規則に比し一層嚴重となりたり。明治五年六月十四日布告を以て又此規則に増補あり。其重なるものは厚紙の寸法を曲尺にて凡堅一尺一寸七分程、横七寸四分程とし、金何兩といへるを新貨何圓何拾錢と改めたるにあり。此年長瀬・丸子・飯沼・本原の四村は厚紙の澆本を命ぜらる⁽²⁾。

即ち蠶種の粗製濫造のために蠶卵臺紙製造業者は、

1. 蠶卵臺紙の製造に免許鑑札を受けなければならなくなつたこと
2. 臺紙検査のために手数料を支拂はなければならなくなつたこと
3. 製造上の自由を束縛されたこと

等の影響を受けてゐる。然しながら、このことは却つて蠶卵臺紙の價額その製造方法、並びにその取締方法を益々統制の緒につかした。例へば、價額についてこれを見れば、既述の如く、「從來各地區々であつて、紙に厚薄數段あり、その相場は目方と枚數とによつて不同であつたが、その後總て金一兩につき何百匁と決定した」如き、その製造に當つては蠶卵臺紙の大いさが「曲尺で堅約一尺一寸七分、横約七寸四分」と決定したが如きはこれである。更に又蠶卵臺紙の澆元が指定されたが如きもこれである。

- 1 高橋龜吉氏「徳川時代に於ける蠶絲業の發達」中央蠶絲報 昭和5年4月號 48頁參照
- 2 小縣郡史餘篇 373—374頁

4. 蠶卵臺紙賣捌所

上述の如くして明治政府は蠶種の粗製濫造を禁じたが、尙民間には秘かにこれを行ふものが多かつたと見え、更に蠶種の粗製濫造の防止（單に蠶種の粗製濫造のみではなく、蠶卵臺紙の粗製濫造その他の目的も加つてゐるであらうが）の目的を以て、次の如き方策を樹てた。

「明治五年十一月四日政府は布告を以て蠶種原紙（蠶卵臺紙一筆者）澆立賣捌方法改善の計劃を立て、ここに蠶卵原紙規則を制定した。更に明治六年蠶種原紙賣捌規則を改正し、賣捌所を武藏國深谷、岩代國福島、信濃國上田の三ヶ所と指定し、大藏省が直接事務を管掌し、民間に於て製造された原紙を一度大藏省へ納めしめ、この際製造業者には製造費を支給した。而して蠶卵臺紙の賣渡し期間は三月一日より五月十五日迄とし、これが買受けには、先づその地方の蠶種大惣代をしてその持場内（管轄内一筆者）で有用だけの臺紙の種類（厚薄）内國用臺紙・海外輸出用臺紙・春夏秋蠶用臺紙等を取調べさせ、その地方で最も便利な賣捌所へ申し出さしめて賣渡すことにした。尙この際右代價は、春蠶原紙千枚につき二百圓⁽¹⁾、夏蠶その他に用ふる薄紙は千枚につき六十圓であつた。而してこれらの原紙の流用は絶対に禁止し、これを犯した者は一枚について料科として新貨五十錢を課した。而してこの際民間よりの原紙買上げは、内國用のものは原價⁽²⁾の五割即ち半額であつた。この規則は明治7年に一度改正し、ついで間もなく廢止した⁽³⁾」。

即ちこの時代には民間事業たる蠶卵臺紙の製造は、完全に——暫定的ではあつたが——政府⁽⁴⁾の手中にをさめられ、政府はこれによつて着々蠶種統制を實行すると共に、蠶卵臺紙の製造に對しても、歩一歩と統制の途を辿りつつあつたのである。

而して明治六年一月政府は「上田海野町の上田商社の跡に信濃原紙賣捌所を設置し、監督官吏として租稅寮官宮崎有敬・熊谷義人を出張させた。これら出張官吏は毎年十二月出張し尙ふ半ヶ年間滞在して、業務にたづさはるのが常であつた。尙同所に於ては御用達一人、手代六人を事務員として採用し、専ら原紙賣捌に關する事務を執らしめた。⁽⁵⁾」今、上田賣捌所に於ける蠶卵臺紙の取扱ひ方法の概略を示せば次の如くである。

「先づ原紙澆元の戸長に命じて、澆立枚數の豫算を立てさせ、各戸には世話役に命じて一人別の見積りを出させ、見積帳簿調製の上、請負證文と引換へに、請負高の三分の一に相當する前

金を下附して漉立を行はしめる。この際、請負者の漉立期間は彼岸から八十八夜までを最も適当な時期とし、原紙は一日に干し上げなければ紙質が脆弱となる虞れがあるから、適当な日を撰んで漉立に着手するのが一般的慣例であつた。而してこれら製品の納期は四月中と限られてゐた。請負者は臺紙生産の上、百枚を以て一束として、賣捌所へ持つて行き、賣捌所ではこれを假納めと稱して預り、然る後検査をなし、検査に合格したもののみ採用した。検査の方法は、先づ一束づつ量目を檢し、八百五十匁を中心として前後五十匁まではこれを許し、量目不足のもの？量目の重きに失するもの？汚點の存するもの等は斷然これ廢棄した。この廢棄されたものは、百枚宛纏めておき、斧でこれを切斷し、しかも切斷された紙片は請負の全額納め済みまでは倉庫に入れおき嚴封して下附しなかつた⁽⁶⁾。検査に合格したものは制規に従ひ、その裏面に白字で『丸の中に極の字のある印』を打ち込んだ上、更に、上田蠶種原紙賣捌所の印・検査人の印・漉元の印等を一面に押捺して、始めて完全な原紙となつた⁽⁷⁾。

如何に當時の検査が嚴格であつたかは以上によつて明かであらう。このことは蠶卵台紙製造業者並びに蠶種製造業者に取つては異常な苦痛を與へた。苦痛は單にそれのみに止まらなかつた。小縣郡史は更に重大な苦痛を次の如く語つてゐる。「而して大藏省に於て漉立つることとなりては、其裏面に繭と蠶蛾との形ある枠を打込むこととなりしが、元來此の銅版は其形大なるがため、容易に手指を以て押込むこと能はざりしが故、踏器械を以て之を押込むこととせり。然るに職工の不熟練或は不注意等より往々仕損じあれば、一枚に付三錢宛の過怠金を課することとせしかば、職工は動もすれば過怠金額が日給の上を超ゆることを以て、一同徒黨を結び、其役員の家を襲ひ、之を暗殺せんとするが如き事ありき⁽⁸⁾」と。即ち職工によつて將に大活劇の演ぜられんとしたことを告げてゐる。實に當時は蠶卵臺紙製造の暗黒受難時代であつたのである。このことあつて間もなく、過怠金の制は撤廢されるに至つたが、このことは蓋し當然であらう。それは兎に角、「上田賣捌所に於て取扱つた枚數は大凡百六十萬から二百萬の間であつて、このうち九分五厘迄は長瀬村の産であつた⁽⁹⁾」。

次に納入後の蠶卵臺紙の賣渡しであるが、それは「各地とも蠶種大惣代と世話役とが、先づ處要枚數調査書を作り、これに一人別の自家用枚數、内國用販賣枚數、輸出用販賣枚數を記入せしめ、更に大惣代がこれを取纏めて一括した帳簿を作つて大藏省宛に差出す。大藏省では蠶卵臺紙を豫め上田・福島・深谷の三賣捌所へ分與しておき、大惣代の出頭を待つて、帳簿記載の枚數を賣渡しといふ順序である⁽¹⁰⁾」。

- (1) 原紙即ち産卵臺紙 1枚 20 錢とは法外に高い。或は蠶種 1枚のことであるかも知れぬ。何れにせよ現在の筆者には不明である。御教示を乞ふ。
- (2) 内國用以外のものの買上代金は不明である。
- (3) 小縣郡史餘篇 374 頁
- (4) 大藏省の管轄
- (5) 小縣郡史餘篇 376 頁
- (6) 同 374—375 頁
- (7) 同 375 頁
- (8) 同 375 頁
- (9) 同 375 頁
- (10) 同 375 頁

5. 蠶卵臺紙自由製造への復歸

最初蠶卵臺紙の製造が自由に放任せられてゐたこと、次に明治政府が蠶種の粗製濫造を防止するの目的を以て、その製造を政府の手に歸せしめ、請負制を強いたことは前述の如くである。

然るに政府の蠶種製造への進出は次の理由によつて、遂に行塞りの現象を呈するに至つた。

- 1 賣捌所に於ける販賣方法が不適當であり、且つ時代の要求に適してゐなかつたこと
- 2 蠶種の輸出が行はれなくなり、その生産が控え目になつて來たこと

(1) 成程賣捌所に於ける蠶卵臺紙の賣捌法は一見組織的である。殊に國家事業として取り入れるに至つたことは、大英斷とも見ることが出來よう。然しながらこれには重大な過失があつた。即ち蠶卵臺紙の需給量の年による變化、賣捌所分布の不適當、賣捌方法それ自体に内在する複雑な手續等は賣捌所を解体に導く有力な因子であつた。(2) 横濱開港と共に急激に海外輸出の行はれてゐた蠶種は、その後粗製濫造品の輸出その他によつて間もなくその輸出を停止され、横濱にあつた蠶種は火葬に附せられるやうな始末であつた。かかる蠶種生産界の不祥事に直面した蠶種製造業者の中には、蠶種の製造を手控えると同時に反省自覺するものが多くなり、着々堅實な歩みを初めるやうになつて、漸く蠶種の粗製濫造が行はれなくなつた⁽¹⁾。かくなつた以上、蠶種の粗製濫造防止の目的を以て設立された蠶卵臺紙賣捌所の存在は必要でなくなつた。これが賣捌所を解体に導いた第2の因子であつた。

而して政府は幾度か規則の改正をなした上⁽²⁾、蠶卵臺紙賣捌所の不必要を覺り、「明治十一年七月廿九日布告して蠶種及び蠶卵臺紙に關する規則を廢し、これが製造を當業者の自由に委せることとした。⁽³⁾」ここに於て再び蠶卵臺紙の製造は民間當業者の手に移るに至つたのである。

(1) 「當時蠶種の輸出が殆んど絶望に陥つたが、幸ひ當時輸出向きの生絲が盛んに産出される状態におかれ内地の養蠶事業が益だしく擴張されてゐたため、蠶種製造業は大打撃を受けることなくして済んだ。」小縣郡史餘篇 377 頁参照。

(2) 「明治6年6月布告を以て之を改正す。其主なるものは賣渡期間の2月朔日を3月1日よりとし、3月晦日を5月15日とし、原紙賣渡代金を定めて、春蠶用原紙は1000枚につき200圓(1枚20錢)夏蠶用其地の薄原紙は1000枚につき60圓(1枚6錢)とす。明治7年2月13日賣渡期間を4月1日より5月31日と改め、明治8年3月原紙賣渡代金を改めて、春蠶用原紙は1000枚50圓(1枚5錢)夏蠶用其他は1000枚15圓(1枚1錢5厘)とせり。明治10年4月賣渡期限の5月31日限りを6月30日限りと改む。此年殘紙の推積多額となりしかば、長瀬村に限り之が請負減立を免さざりき。是に於て當業者の憂慮一方ならず、時の上田賣捌所御用達瀧澤源六及び製造人惣代として久保田良治の2名、縣廳に出頭して、添書を受け、内務省へ出頭して其情實を陳上し、漸くにして之が請負減立を許可せられたり。其請負高は上田賣捌所内にて390,000萬枚にして、此内長瀬村は製造人97名にて321,000枚、藤原田村は同5名にて14,000枚、下丸子村は同4名にて9,000枚、中丸子村は同5名にて10,000枚、生田村は同5名にて12,000枚、富士山村は同1名にて2,000枚、吉安會村は同1名にて2,000枚、和村は同3名にて5,000枚、芳田村は同1名にて3,000枚、滋野村は同3名にて8,000枚、縣村は同1名にて2,000枚、關津西町は同1名にて5,000枚、鞍掛村は同1名にて2,000枚、本原村は同1名にて2,500枚、傍陽村は同1名にて2,500枚、惣計390,000枚を分割請負することとなる。其代金は10年の相場にて100枚につき1圓85錢なり。」小縣郡史餘篇 376 頁。

3 小縣郡史餘篇 377 頁参照。

VI 蠶卵臺紙を中心とする長野・群馬兩縣の確執

ここに我國の各府縣が、等しく蠶絲業の保護獎勵問題を考究すると假定する。然る場合には各府縣は互に自己の府縣の蠶絲業の發達を要求して止まない。ここでそれがためにこれ等府縣の間には互に利害の相衝突する場合が惹起され易く、ためにこれら諸府縣の間に見苦しい確執の生ずるであらうことは想像するに困難でない。明治15.6年の頃、事實この確執が、蠶卵臺紙を中心として、大蠶絲業國たる長野縣と群馬縣との間に起つた。この際長野縣では、小縣郡がこの問題の震源地であつた。

「明治十五年頃、長瀬村（小縣郡——筆者）田中徳兵衛廣く他府縣に其臺紙を販賣なしつつあるに際し、偶々出先より曹達灰を持ち來り、從來の蕎麥灰に代へて、試験したるに頗る、利益ありしを以て、密に之を使用したりき。群馬縣久しく自縣製の蠶種を保護し、長野縣産蠶種の輸入を防遏せんと欲するの際、此事を傳承し流言すらく、信州蠶種は臺紙に劇藥を混じれば、蠶卵其害を被り、蠶兒の發育良好ならずと。之を以て明治十六年一旦配付せし信州蠶種は悉く拒絶返戻せらるるの止むなきに至る。⁽¹⁾」

即ち長野縣の蠶種はそのため完全に群馬縣に於て肘鐵を食つたのである。然るに問題は單にそれのみに止らなかつた。明治十七年の群馬縣勸業報告中に「長野縣の蠶種には有害物が含まれてゐる⁽²⁾」との記事が登載されてゐた。この事實を知つた長野縣の蠶種製造業者並びに蠶卵臺紙生産業者は奮然立つて、群馬縣當局へ向つて前記登載の非を鳴らし、その文字の撤回を迫つた。而して他方では事の實否を確めんものと意氣まき、農商務省に乞ひ、該蠶卵臺紙の化學分析を請求し、分析の結果無害であることを確かめ得た。尙長野縣當局では、事の意外に重大なるに驚き、早速明治 17 年 2 月勸業課に命じてこれが分析を行はしめた。その成績は次の如くであつた。

(1) 長野縣下蠶種原紙分析成績説明甲乙比較

小縣郡蠶卵原紙

該紙の成分たるや、鉄錳質無機質石灰鉄麻屈深失亞、澱粉及び其他の有機質等にして、甲乙敢て化學試験上、此れ異りなしと雖も、甲は其卵質悉く孵化し、乙は之に反して過半孵化せず。如斯差異を生ぜし原因を推考するに、製紙の際澱粉中若くは製造用の器具に或は元質等に有害の遊離蔽酸(硝酸塩酸)或は其他發生上に有害物を存する揮發物を含蓄したるも、數月間の経過に依て皆消散し、或は空中の原素と化合し、一種の化合物を生じ、其發散の早晚に因て卵の發生力を妨げ、爲めに其卵發生の期至ると雖も、孵化せざりしならん、假令揮發物にあらざるも、有害成分あらば此の化學的試験上に其成績を顯はし、而して上記等の成分を含有せば、恐くは發生すること能はじ。然れども彼の乙の卵も又所々發生するものあれば、之れ即ち上陳せし原因か、或は蛾の交合の不完全か、又晩着の適からざる處は有害揮發物を含有せる物質を以つて卵を附着せしめしかの三原因ならん。

(2) 同年三月四日再試験の結果

縣下産蠶卵原紙に有害物を含有し、爲めに蠶種不發生となりて、群馬地方より續て報導するものあり。故に本縣勸業課に於て、其不發生蠶種を試験せしに有害物あるを發見せず。依て其原因を探らんが爲め、小縣郡長瀬村蠶卵原紙製造家に至り調査せしに、製造家に於ては從來蕎麥灰汁を使用し來りたるに、近來之に代ふるに藥品と灰汁とを混じ、以て紙母を煮るものあり。故に該品を試験せしに鹽化石灰ボツタース曹達母礬素炭酸鹽類等あり。而して鹽化石灰の性たるや、諸物の色等を脱色し、及び傳染病毒等を消滅す。爲めに有機体に大なる關係を有す。然れども其藥品を以て製せし蠶卵原紙を試験せしに鹽化石灰澱粉ソジウム炭酸等の性質あるのみ。而して鹽化石灰質は微少の跟跡を呈するのみにして有害を來す程の量なし。之れ則ち紙母を煮、而して濕水して度々攪拌洗滌の際、紙母に附着せし鹽化石灰、及び其他の物質は皆水に溶解し、或は流し出さるる故に蠶卵及び其他一、二の成分を殘餘せり。然れども試験上には有害物のために不發生なりとは信じ難し。

即ち分析の結果は長野縣——主として小縣郡——産の蠶卵原紙に有毒成分を含有するといふ群馬縣の勸業報告の荒唐無稽なることを立證した⁽³⁾。そこで長野縣は 4 月 11 日、群馬縣報告

の謬妄を辯じ、次の如き公告を發した。「農商務省・農學校の分析試験を経たるも、硝酸の含有無きは勿論、其他有毒物なし、云云⁽⁴⁾」。

ここに於て群馬縣當局も、該報告を撤回するに至り、兩縣蠶卵臺紙の確執はここに全く終りを告げるに至つた。惟ふにかかる確執の發生は、全く極端なる府縣本位の産業保護政策の顯れであることが出來よう⁽⁵⁾。同時にこのことは又、當時長野縣の蠶業が如何に隆々たる勢を以て、我が蠶絲業界に君臨しつゝあつたかが知られよう。尙長野縣の蠶種製造業者、殊に同縣の蠶業の中心地たる小縣郡の蠶種製造業者は、このことあつて以來、益々自重の度を加へて行つた感が深い。即ちこの事實は、小縣郡の蠶種製造業並びに蠶卵臺紙製造業の堅實なる發達に向つて、拍車を加へたものといふことが出来る。例へば「明治十七年二月十二日、有志者相謀り、長瀬村蠶卵原紙改良會社を設立し、各社員が品位の改良を計り、需要者の信用を博するために原紙を一枚毎に検査して、不合格のものは販賣を禁止したことや、社員製造の原紙には、會社印を押捺することや、その責任を明かならしめるために、原紙の裏面にいろは四十八文字その他の符印を押捺することを協定した」⁽⁶⁾ 如きはこれが一例であらう。

(1) 小縣郡史餘篇 377 頁參照

(2) 同

(3) 同 378 頁參照

(4) 同

(5) 今日と雖も尙各府縣を中心としてかかる確執は少くない

(6) 小縣郡史餘篇 378 頁參照

7. 蠶卵臺紙生産と長瀬村

小縣郡に於て蠶卵臺紙生産量のトップを切るものは長瀬村である。長瀬村に於て何故蠶卵臺紙の製造が斯も隆盛に赴いたかの原因は不明であるが、その濫觴は前述の如く享和年間でその製造方法は奥州地方より移入を得たものであるらしい。而してこれが製造に腐心したものは既に徳川時代に多数にのぼり、中でも「倉澤彌五右衛門・久保田丈右衛門・兒玉與五右衛門・白井甚右衛門・山岸平十郎・大森柳三郎・大森彌惣太・大森兵右衛門・池内産右衛門・小相澤伊右衛門等最もこれが製造に努めるところがあつた。」⁽¹⁾ 而して當時長瀬村産出の蠶卵臺紙の販路は、「上田地方を第一とし、松本・伊那地へはこれについて多量の販賣を行つてゐた」⁽²⁾。

明治6年政府が、蠶卵臺紙の專賣をなし、上田町に賣捌所を設置したことは前述の如くであるが、同所に於て取扱つた蠶卵臺紙の全枚数は「大約百六十萬から二百萬の間であつて、そのうち九分五厘迄は長瀬村の瀧立にかかつてゐる」⁽³⁾ 當時長瀬村の蠶卵臺紙生産が、斷然小縣郡を牛耳つてゐたことは、この事實によつて明かである。明治十一年には、賣捌所に於ける産卵臺紙の残紙が甚だしく堆積し、如何とも手の下しようが無かつたので、政府は止むなく、生産制限を實行した。當時長瀬村は同地方に於ける最多量の生産地であつたため、これに生産制限を加へることが行き詰れる蠶卵臺紙問題の打開策として、最も當を得てゐるものと考へたためか「長瀬村に限つてこれが請負瀧立を禁止した」⁽⁴⁾。そこで長瀬村の當業者は、事の重大なるを憂ひて、當時の上田賣捌所御用達瀧澤源六及び蠶卵臺紙製造人物代久保田良治の2名を縣廳に出頭せしめた。「そこで兩人は先づ縣當局より添書を請ひ受け、これを所持して内務省へ出頭し、事情を陳上して漸く長瀬村の請負瀧立を許可された」⁽⁵⁾ のである。而して「この際の請負高は上田賣捌所内で三十九萬枚、このうち長瀬村は瀧立人九十七名、その瀧立總枚數三十二萬一千である」。如何に當時長瀬村の蠶卵臺紙製造業が旺盛であつたかは、この事實によつても知ることが出來よう。明治11年7月29日の布告で、蠶卵臺紙に關する規則が廢止され、蠶卵臺紙の瀧立が自由に放任せられたことは前述の如くであるが、「當時長瀬村の瀧立總枚數は年々五、六

十萬枚であつた」といふ。

明治 15 年頃、長瀬村の田中徳兵衛廣く他府縣に蠶卵臺紙を販賣してゐた際、偶々旅先より曹達灰を持ち來つて従來使用してゐた蕎麥灰に代へて利を博してゐることが、群馬縣の蠶業者に知られ、ここに群馬長野兩縣の間に確執を生じたことは前述の如くであるが、斯の如く、長瀬村に於ては常に蠶卵臺紙の漉立方法については注意を拂つてゐたと同時に、蠶卵臺紙による利益の追求に急であつたのである。幸ひにして上記確執は全く群馬縣側の誤謬より生じたものであることが明かとなつて、明治 17 年に問題は落着いたのであるが、當の長瀬村に於ては、爾後大いに自重するところがあり、「同年二月十二日有志者相謀り、長瀬村蠶卵原紙改良會社を設立し、製造人惣代として、大森殘吉・出浦萬助兩名が出縣して許可を得た。社員たるものは製品の品位向上を圖る目的を以て、製造方法を確一し、愛顧者の信用を得ることに心掛け、原紙は一枚一枚検査し、不合格のものは販賣を禁止し、社員の製造にかかる臺紙にはその裏面の一定の場所に會社印を押捺し、尙その責任を明かにするために、臺紙の裏面にいろは四十八文字、その他の符印を押すこととし、會社の費用一切は社員の負擔として、その徴收方法は、漉立枚數に比例して取立てることに定め、社務を掌理するために社長・副社長・會計係・検査役を置くこと⁽⁸⁾等極力信用の挽回につとめたことは前掲の如くである。當時、長瀬村産の蠶卵臺紙の販賣先は「長野縣全体は勿論、東京・神奈川・静岡・山梨・愛知・岐阜・三重・滋賀・京都・大阪・鳥取・兵庫・愛媛・富山・石川・新潟・宮城・茨城・栃木・千葉・埼玉・群馬の三府十九縣⁽⁹⁾」であつた。

明治 31 年會社法が發布され、これを期として上記會社は「長瀬蠶卵原紙改良合資會社と改正し、白井市右衛門が社長となつた」。⁽¹⁰⁾然るにこの會社に不満を有する者は續いて脱社し、別に長瀬蠶卵臺紙製造合資會社を創設して、前記會社に對抗せんとしたのである。⁽¹¹⁾然るに當時各地に有力なる製紙事業勃興し、長瀬村の蠶卵臺紙製造はために壓迫されんとするに至つた。ここに於て當時の長瀬村長久保田甲子治氏は、2 會社を合併して、産業組合組織に改めるべく運動するところがあり、その効顯れて「明治四十四年二月十三日、有限責任長瀬蠶卵臺紙信用購買販賣組合⁽¹²⁾」の設立を見るに至つた。而してその地區は最初は長瀬村一圍であつたが、後に小郡郡一圍をその範圍とするに至つた。大正 15 年同組合は解散し、昭和 3 年に至り長瀬蠶卵臺紙生産組合が成立し、而して今日に及んでゐる。

今長瀬村蠶卵臺紙信用購買販賣組合並びに長瀬蠶卵臺紙生産組合の蠶卵臺紙生産額を表示すれば次の如くである。

長瀬村蠶卵臺紙信用購買販賣組合原紙産額

(小縣那史による)

年次	厚 臺 紙		薄 臺 紙	
	數 量	價 格	數 量	價 格
明治 7 年	801,500 枚	1,731 円	40,000 枚	800 円
〃 17	689,000	12,680	36,000	600
〃 20	611,000	12,220	171,000	2,030
〃 25	1,188,300	23,766	311,500	3,699
〃 30	1,636,000	40,900	423,300	6,283
〃 35	1,478,500	35,843	800,300	11,519
〃 40	1,249,500	33,320	1,438,000	22,768
大正元年	1,036,800	19,840	3,304,200	33,346
〃 2	2,921,850			
〃 3	2,758,600			
〃 4	3,372,900			
〃 5	2,756,600			
〃 6	5,222,000			
〃 7	5,428,400			
〃 8	5,767,600			

大正 9年	4,399,400	
" 10	1,572,000	
" 11	1,307,000	
" 12	1,441,300	
" 13	1,332,100	
" 14	1,259,800	
" 15	1,213,300	長瀬蠶卵臺紙信用購買販賣組合解散(産業組合組織)
昭和 2年	1,164,000	
" 3	1,270,000	長瀬蠶卵臺紙生産組合創立(副業組合組織)
" 4	1,265,460	

備考 明治 25 年以後には夏秋蠶用と框製用と共に包括して計上。

大正 2 年以後の厚薄臺紙別生産量は不明。

上表によつて見るときは、大戦後の好況時代たる大正 5 年より大正 9 年迄の生産額は最も多いが、その後急激に減少してゐる。これは單に經濟界が不況に沈淪したためばかりでなく、この頃より長瀬村産の手漉蠶卵臺紙の生産が、岐阜縣高知縣等の機械製紙による大量生産のために壓迫され出したためである。而して現今に於てはこれがため長瀬村の蠶卵臺紙生産は甚だしい脅威を感じてゐるといふ。然しながら、今日と雖も尙長瀬村生産の蠶卵臺紙は、小縣郡全体で使用するもの約 9 割を占めてゐる。昭和 3 年度の小縣郡蠶卵臺紙使用枚數並びに長瀬村生産蠶卵臺紙枚數は次の如くである。

小縣郡蠶卵臺紙使用枚數 1,576,000枚

長瀬村生産蠶卵臺紙枚數 1,270,000枚

尙上記蠶卵臺紙の價格は大正 8、9 年の好景氣時代には平均 1 枚 2 錢、その前後は平均 1 枚 1 錢 7 厘乃至 1 錢 8 厘である。

- | | | | |
|------------|-------------|--------------|-------|
| (1) 小縣郡史餘篇 | 254—255 頁参照 | | |
| (2) 同 | 255 頁 | (8) 同 | 378 頁 |
| (3) 同 | 376 頁 | (9) 同 | 379 頁 |
| (4) 同 | 同頁 | (10) 同 | 同頁 |
| (5) 同 | 同頁 | (11) 同 | 同頁 |
| (6) 同 | 同頁 | (12) 同 | 同頁 |
| (7) 同 | 377 頁 | (13) 長瀬村役場調査 | |

(於 全國産業組合製絲組合聯合會)

(受理 昭和 10 年 7 月 31 日)